

FTAの特恵マージンについて

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学アジア研究所 教授
(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

- FTA の利用率は FTA により様々である。利用されない FTA の場合、その理由は①制度的に FTA が利用できない、②FTA 利用コストが高い、③特恵マージンが小さい、の3つに大きく分けられる。
- FTA が利用される特恵マージンは取引の状況により異なるが、5%以上と推測される。
MFN 税率は低下傾向にあり、特恵マージンは減少する傾向にある。
- AFTA の場合、自動車の特恵マージンが共通して大きい。他には、国、品目により異なるが、食品、化学、卑金属、衣類などが特恵マージンが大きい。

1. FTA が利用されない理由は何か

FTA の利用率については小論を本誌に掲載している¹。FTA の効果についてはモデルを使ったシミュレーションが数多く行われている。こう

した試算は、FTA が出来れば使用されるということが前提になっている。一方で FTA が使われないと報道が行われている。FTA が企業によって利用されなければ貿易に FTA に起因する変化が生じないのだから期待された効果も生じない。しかし、東アジア各国の FTA には企業が活

用しているものもある。たとえば、タイと豪州の FTA、タイとインドの FTA（アーリーハーベスト）は利用率が極めて高い。FTA の利用状況は FTA により様々である。これが小論の趣旨だった。

前論と一部重複するが、FTA が利用されないとすればその理由は何か、整理してみよう。FTA が利用されない理由は次のようなものが考えられる。まず、①MFN 関税が撤廃あるいは極めて低率となっており FTA を利用する必要がない。たとえば、半導体など IT 関連機器・部品は WTO の情報技術協定（ITA）により関税が撤廃されている品目が多い。② FTA の特恵税率より MFN 税率が低い逆転現象が一部の FTA では起きている。③例外品目が多く制度的に FTA を使えない。ASEAN と中国の FTA では、カラーテレビや自動車などをはじめ多くの重要な工業品がセンシティブ品目となっている。④投資恩典や一般特恵関税制度（GSP）などにより無税輸入が出来る場合は FTA を使う必要がない。⑤原産地規則を満たすことが出来ないため FTA を使えない。⑥第 3 国経由で輸出す

る場合は利用を認めない FTA がある。たとえば、ASEAN 中国 FTA は第 3 国経由の輸送での FTA の利用を認めていない。⑥原産地証明書を取得するコストが FTA を利用する利益を上回っている場合も FTA を使うことはないだろう。⑦緊急出荷などの場合原産地証明が取得できない。

原産地証明書を取得するコストは取得のための手数料だけでない。多数の部品メーカーから部品を調達している場合は手数料だけでなく時間と労力が大きくなる。ただし、一度取得すれば一定期間は有効なためケースバイケースとなり一般化するの

2. 重要な特恵マージン

上記の要因は、①制度的に FTA が利用できない、②FTA 利用コストが高い、③特恵マージンが小さい（ない）、に大きく分けられる。ここでは、③の特恵マージンについて考えてみたい。

FTA の特恵税率と一般税率（MFN 税率）との間にどの程度の差（特恵マージン）があれば、FTA は利用さ

れるのであろうか。Manchin and Pelkmans-Balaoing (2006)によると、特惠税率がMFN税率より25パーセント低くないと貿易を刺激する効果がないとしているⁱⁱ。25パーセントは25パーセントポイントとすると、やや大きいと思われる。しかし、日系企業によるとマージンがこれよりも小さくても同一品目で貿易額が大きければFTAを使用するとしている。特惠マージンが共通して大きい品目は自動車であり、特に乗用車である(表1)。タイからインドネシアへの輸出では、ASEANのFTAであるAFTAを利用した輸出比率が2006年には50.7%となっているⁱⁱⁱ。自動車(部品を含む)の輸出でAFTAが使われているのは確かだが、自動車の輸出比率は18%程度であり、3割近くはその他の品目である。その他の品目のマージンは概ね10-15%であり、25%には達していない。従って、特惠マージンが25%以下の品目でもFTAを使った輸出が行われていると推測される。

日系企業の意見などを総合すると品目とケースにより異なるがマージ

ンは5%以上が目安になるのではないだろうか。

東アジア各国の一般税率(MFN税率)は、貿易自由化の進展により全体として低下傾向にある。ASEAN各国のMFN税率も一部品目を除き低下しつつあり、MFN税率とAFTAの特惠税率であるCEPT(共通効果特惠関税)税率の差は縮小しつつある。AFTAの利用率は、大半の品目のCEPT税率が0-5%への削減が実現した2002年、2003年頃から高まっている。今では、優先統合分野ではCEPT税率は撤廃されつつある。しかし、一方でMFN税率が削減されつつあり、AFTAは、利用される品目と利用されなくなる品目および利用される国(輸出先国)と利用されない国が分かれてくるだろう。利用されない国の典型はシンガポールである。

3. ASEAN 主要国の特惠マージン

2007年のASEAN各国のマージンをみると、ASEAN6では多くの品目でマージンが極めて小さくなっている^{iv}。シンガポールは、HS8桁でビ

表1 ASEAN主要国の乗用車のMFN最高税率

国	MFN 税率 (%)
インドネシア	完成車 60%、CKD20-25%
マレーシア	完成車 30%、CKD20%
フィリピン	30%
シンガポール	0%
タイ	80%
ベトナム	完成車 100%、CKD25%、中古車 150%

(注) 車種によりこれより低い税率となっているものがある。

(出所) ASEAN 事務局 CEPT パッケージ 2007

表2 ASEAN主要国の高関税品目

国名	品目
インドネシア	自動車、2輪車
マレーシア	熱帯果実、タイル、板ガラス、圧延鋼板、鉄パイプ、乗用車（完成車）
フィリピン	米、糖類、肉・魚の調製品、
タイ	野菜（じゃがいも、たまねぎ、にんにく） 男子用・女子用のスーツ・ズボンなど、乗用車、2輪車
ベトナム	調整した肉類、甲殻類、チョコレート、ベーカリー製品、野菜調製品、化学品、衣類、履物・帽子など、車両用エンジン、エアコン、家電製品、自動車、2輪車

(注) 同一品目でも細分類では税率は違っており、全体として高税率の品目が多いことを示している。

(出所) 表1と同じ。

ール2品目とサムスー（漢方薬酒）4品目の合計6品目が従量税を課されており、それ以外の品目のMFN税率は無税である（シンガポールは2006年）。

その他の国でもMFN税率がゼロとなっている品目も少なくないし、5%前後の品目はかなり多く、マージンは0%から10%程度の品目が多い。マージンが共通して大きいのは輸送機械である。国によって違うがMFN税率が高いのは農産物と食品、化学、卑金属・同製品、陶磁製品、衣類である。また、家庭用の製品（卑金属、プラスチック、陶磁製品など）はMFN税率が大きい国が多い。タイは従量税と併用し高い税率が適用される品目が多く、関税割当品目も多い。ベトナムは全体にMFN税率の高い品目の範囲が広い。

（1）インドネシア

インドネシアは、全体としてMFN税率は0%から15%の間であり、0%品目も多い。CEPT税率は0%あるいは5%である。農産品では蘭の切花など2品目のMFN税率が25%であるが、他の品目は0%から15%の間

である。アルコール飲料のMFN税率が40%あるいは150%と高いがCEPTでは一般除外品目となっているためAFTAの対象とならない。その他の食品は、MFN税率が5%か10%、CEPT税率は5%である。衣類はMFN税率が15%、CEPT税率が0%あるいは5%であり、マージンは10-15%である。卑金属・同製品は、MFN税率が12.5%、15%、20%の品目が多く、CEPT税率は0%あるいは5%である。

一般機械は、MFN税率が0%の品目が多く、有税品目は5%、7.5%、10%、15%の税率である。CEPT税率は0%あるいは5%でありMFN税率が高い場合はCEPT税率は5%であるため、マージンは0-10%である。電気機械はMFN税率が0%、5%、10%、15%であり、CEPT税率は0%か5%のためマージンは0%、5%、10%となる。

自動車のMFN税率は一部に5%と10%の品目があるが、他の品目は20%、30%、40%、45%、50%、60%と高い水準である。CEPT税率は大半が5%であり、0%品目もあるため、マージンは最大で55%と極めて大

きくなる。同一車種でも CKD は税率が 20% から 25% と低く、完成車は高くなっている。部品は MFN 税率が 15%、CEPT 税率が 5% である。2 輪車は排気量が大きな車種の完成品は MFN 税率が 50% と高いが、CKD は 20% が多い。部品の MFN 税率は 5%、10%、15% である。

(2) マレーシア

マレーシアの MFN 関税は 0% あるいは 5% が多く全般に低いが、化学、プラスチック、ゴム製品、鉄鋼、一般機械、輸送機械などに 30% の品目がかなり多い。また、陶磁製品とガラスに MFN 税率 60%、鉄鋼、輸送機械には 50% の品目が残っている。CEPT 税率は大半が 0% であり MFN 税率が 20%、30% など高い場合は 5% が多い。

動物・同製品、植物・同製品は大半が 0% であるが、熱帯果実は従量税となっており、CEPT 税率も 100% (バナナ)、70% (パイナップル) など高い。米は MFN 税率、CEPT 税率とも 40% である。食品は大半が MFN 関税 0% であり、肉の調製品など一部、15% と 20% となっている。アル

コール飲料は従量税である。

化学品は、無機化学品と有機化学品を初め大半が MFN 税率 0% だが、火薬類などは 50% が多い。プラスチックは、一次製品の MFN 税率は 0% が多いが、棒、管、敷物、板、包装用品、食卓用品、建築用品など 2 次製品の MFN 税率は 20%、25%、30% となっている。

ゴムの MFN 税率は、天然ゴムは 0% だが、合成ゴムは 25%、あるいは 30% が多く、ホース、ベルト、タイヤなどゴム製品は 30% となっている。

繊維は 0% が多く、特殊織物や繊維製品は 10%、15%、20% の品目も多い。衣類は 15% と 20% が大半である。陶磁製品 (食器、浴槽など) は 30% だが、タイルは 60% であり、板ガラスも 60% となっている。卑金属・同製品は MFN 税率 0% の品目が多いが、圧延鋼板は大半が 50% である。型材、管など鉄鋼製品は 30% の品目が多いがパイプは 50% である。その他の卑金属・同製品では、アルミ製品が 25% あるいは 30% となっている。

一般機械は MFN 税率 0% あるいは

は5%の品目が多いが、冷蔵庫、エンジン、エアコン、ポンプ、収穫機、アイロンは30%の品目が含まれている。工作機械は0%である。電気機械は0%、5%が多いが、15%、20%の品目も比較的多い。MFN 税率が30%の品目は、家庭用電気機器、電熱機器、ビデオ及び部品および記録用媒体などの一部、電球の一部、電線の一部である。自動車は、CKD が0%あるいは20%、CBU（完成車）は30%が原則である。

乗用車（完成車）の一部品目は60%となっている。部品のMFN 税率は5%である。2 輪車は、CKD が5%あるいは10%、CBU が30%が基本であり、小型（排気量50cc以下）はMFN 税率が50%である。光学機器は一部に20%、25%の品目があるが、大半は0%である。雑製品は、ゴムを使用した製品のMFN 税率が20%、25%となっているが、残りは0%あるいは5%が多い。

マージンは、MFN 税率50%品目が45%、30%の品目の場合、25%あるいは30%と比較的大きい。MFN 税率が15%、20%の品目もかなり残っており、10%から20%のマージン

となる。

（3）フィリピン

フィリピンは、全体としてMFN 関税率は低く、0%、1%、3%、5%など10%までの間が多く、米（もみ）など農水産品、糖類など食品の一部と輸送機械を除いて最高税率15%が大半となっている。動物・同、製品、植物・同製品のMFN 関税率は5%以下が多いが、30%、35%、40%の品目も比較的多く、50%の品目もある。CEPT 税率は0%、5%もあるが、MFN 税率が高い品目は同様に高いものが多い。ただし、毎年低下し2010年には5%に削減されることになっている。食品はMFN 税率が10%、15%でCEPT 税率が5%の品目が多いが、肉、魚の調製品はMFN 関税率が40%、50%が多い。

化学、木材、パルプ・紙製品、繊維・衣類はMFN 税率が1%、3%、5%など10%以下品目が大半だが、一部に15%の品目がある。CEPT 税率は5%が大半である。卑金属・同製品もほとんどの品目がMFN 税率1%、3%、7%、10%となっており、CEPT 税率も0%あるいは3%と低くなっ

ている。一般機械は、エアコンの15%を除き、他の品目はMFN税率が0%、1%、3%、5%、10%であり、特にICT機器は0%、1%、3%と低くなっている。CEPT税率は0%あるいは5%である。電気機械は大半がMFN税率は同様に低く一部の品目が15%だが、スターター、自動車用照明機器など自動車用の電気機器が20%あるいは30%となっている。CEPT税率は5%が多く、一部3%あるいは0%である。輸送機器は、一部に低い品目があるが全体にMFN税率30%の品目が多い。CEPT税率は5%以下である。光学機器などのMFN税率は1%、3%、5%と低く、CEPT税率は0%である。雑品は、MFN税率15%、CEPT税率0%である。

マージンは、輸送機械の一部製品が25%で最も大きく、他の品目では大きなもので10%である。動植物や食品は、MFN税率が高い場合はCEPT税率が高く、マージンは小さい。ただし、CEPT税率は2010年には5%に削減されるため高いMFN税率が維持されればマージンは大きくなる。

(4) タイ

タイのMFN関税は、比較的高い税率が残存しており、従量税と従価税を併用し高い方が適用になる品目が非常に多い。MFN税率が高いのは、農水産品と食品、衣類、自動車である。タリフピークは自動車の80%である。CEPT関税は0%あるいは5%である。自動車などMFN関税率の高い品目は5%が多い。

動物・同製品、植物・同製品は、生きた動物の一部が0%、砂糖が1%だが、全体に30%の品目が多く、40%、50%の品目もあり一部は60%である。従量税と併用し高い方が適用なる品目が非常に多い。野菜ではじゃがいも、たまねぎ、にんにくが60%と従量税を併用し関税割当品目となっている。米は従量税かつ関税割当である。食品も30%、40%の従価税と従量税併用品目が多い。アルコール飲料の一部は60%である。油脂は10%あるいは27%であり、大半は従量税併用である。

化学は、有機化学品、無機化学品のMFN関税率は大半が1%、肥料、各種化学工業品の大半は5%だが、他の品目は5%、10%が多く、一部

に20%もある。精油・化粧品は20%、40%の品目があり、従量税と併用品目が多い。プラスチックは5%あるいは20%で従量税と併用である。ゴムは1%と5%が多いが一部品目は10%、20%である。革製品は40%、木材・同製品は5%が多いが、木製建具は30%である。紙・紙製品は、MFN 税率5%あるいは10%であるが従量税と併用である。

繊維は、織物は1%と5%が多いが、衣類は30%であり、男子用および女子用のスーツ、ズボンなどは大半が60%である。繊維は、床用敷物など従量税が併用されている品目がある。履物、帽子などは30%の品目が多い。卑金属・同製品は、鉄鋼の多くの品目、鉛、亜鉛など1%と5%の品目が多いが、圧延鋼板や銅、ニッケル、アルミなどの金属製品では5%以外に10%、一部は20%の品目がある。工具、刃物、各種製品の MFN 税率は10%と20%である。

一般機械は、コンピューター関連機器と部品が0%であり、全体に1%と5%、一部は10%となっているが、ファン、エアコン、冷蔵庫、洗濯機は30%である。電気機械は、電話機、

コンデンサー、抵抗器、半導体、集積回路が0%であり、他は10%が多い。最高税率は30%であり、掃除機、マイクロフォン、カセットデッキなどである。一般機械、電気機械とも家庭用の電気製品は30%の税率となっている。輸送機械では、自動車に高い MFN 税率が課されており、乗用車とバスの一部は80%、トラックは40%となっている。部品は20%から40%が大半である。2 輪車は60%、部品は10%が多い。光学機器などは、大半が1%から10%であり、一部が20%である。

(5) ベトナム

ベトナムの MFN 関税率は、全体に高い品目が多い。一方で CEPT 税率は5%が多く一部は0%もあり、マージンは ASEAN6 に比べはるかに大きい。動物・同製品、植物・同製品、食品の MFN 税率は、一部に30%、40%、50%の品目があるが、0%から10%が多い。50%の品目は、調整した肉類、甲殻類、チョコレート、ベーカリー製品、野菜調製品などである。CEPT 税率は0%あるいは5%である。

化学品は、有機化学、無機化学などは0%から5%であるが、30%から50%のMFN関税率の品目も多い。繊維はMFN税率20%から40%の品目が多く、衣類は大半が50%である。CEPT税率は5%である。履物、帽子、傘のMFN税率は20%から50%である。卑金属・同製品は鉄鋼の多くが0%から10%だが、30%、40%の品目も多い。自転車、オートバイ用のチェーンは50%である。

一般機械は、0%、3%、5%など低率の品目が多いが、車両用エンジンのMFN税率は100%と極めて高く、ディーゼルエンジンは30%、40%である。エアコンは大半が50%である。洗濯機とミシンも大半が50%である。電気機械はMFN税率30%の品目が多いが、電池、掃除機、カセットデッキなど、ビデオ、カラーテレビなどは50%が多い。輸送機械は全体としてCBU（完成車）は100%、CKDは25%など低くしている。中古乗用車はMFN税率、CEP税率とも150%である。完成車のCEPT税率は2008年までは100%となってい

るがCKDは5%である。自動車部品はMFN税率が30%、CEPT税率が5%である。2輪車のMFN税率は100%、CEPT税率は100%と5%の2つである。2輪車の部品は0%と50%である。

マージンは、MFN税率が50%の品目では最大45%となるなど全体に大きい。自動車、2輪車の完成車はCEPT税率も100%でありマージンは0%だが、CKDでは20%となる品目が多い。

注

- i 「季刊国際貿易と投資」69号2007年8月
- ii Loreli C. de Dios, Non-tariff Barriers to Trade in the ASEAN Priority Goods Sectors, In Denisi Hew eds. Brick by Brick, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore 2007, p98
- iii 助川成也「タイの機械産業とAFTAの影響」（機械振興協会経済研究所『ASEANのFTA進展がもたらす貿易拡大の評価』2008年3月）109頁。
- iv <http://www.aseansec.org/20937.htm>